

高知県立消費生活センター

# 地域見守り情報



第54号

## 遠隔操作によるプロバイダ契約に注意！！

最近、電話で不意打ち的に勧誘され、内容を十分に理解できないまま、事業者がパソコンを遠隔操作するプロバイダ契約に関して、相談が立て続けに寄せられているので注意が必要です。

### 【県内事例①】

昨夕、大手電話会社を名乗って電話があり、「お宅の地域の回線が繋がるようになった。1ヶ月7千円が5千5百円になる。」と言われ、大手電話会社というならと契約を了承した。了承後何度か電話でやり取りをし、自分のパソコンにIDとパスワードを入力した後、事業者がパソコンを遠隔操作して変更の設定が行われた。その後、料金が数百円しか安くならないと分かり解約を申し入れたが、クーリングオフはないので解約するなら違約金が必要といわれた。(40代女性)

### 【県内事例②】

昨日「インターネットの接続料金が今より安くなる」と勧誘の電話があった。断ったのに電話を切らせてくれず「現在のサービスは使えなくなる。今変えた方が良い。」と説明され、仕方なく了承した。その後、別の担当者から電話があり、パソコンの遠隔操作によって設定を変更した。しかし、突然の勧誘電話であり、業者の説明にも不審な点があるため、解約したい。(20代女性)

### アドバイス



- 1 プロバイダ等の契約にはクーリング・オフ制度が適用されないため、無条件での契約取り消しはできません。
  - ・ 契約の内容を十分に理解した上で契約しましょう。
  - ・ 必要がなければ、きっぱり断りましょう。
- 2 遠隔操作を許可すると、自分のパソコンの中の情報が外部にもれる等、自分のパソコンのセキュリティを危険にさらす可能性があります。
  - ・ 安易に自分のパソコンを勧誘業者に遠隔操作させて契約をしないようにしましょう。
- 3 トラブルになった場合は、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999